

## 研究ノート (Study Note)

# アメリカの犯罪被害者支援における民間団体

——The Crime Victims' Center of Chester County, Inc.視察から——<sup>1)</sup>

小宅理沙

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

A Non-governmental Organization for the Crime Victims' Support  
—— A Report on a Visit to the Crime Victims' Center of Chester County, Inc ——

KOYAKE Risa

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

The purpose of this study is to clarify the roles and practices useful for a non-governmental organization working to support crime victims in Japan. The author visited The Crime Victims' Center of Chester County, Inc. (CVC) in the U.S.A. on 29th March 2007. CVC is a non-governmental organization responsible for the Crime Victims' Center of Chester County. I conducted an investigation of a program by interviewing the staff.

**Key words** : crime victims' support, interview research, the private support group

キーワード : 犯罪被害者支援, インタビュー調査, 民間支援

### I. はじめに

近年日本においても、犯罪被害者支援や補償に関して注目され様々な議論が展開し、新しい法律も次々に制定されていく。日本での犯罪被害者支援取り組みの傾向は、先を行くアメリカやイギリスを参考に、民間に委託するような方

向性かとも思われる。しかし日本における民間委託に関しては、犯罪被害者等早期援助団体(早期援助団体)は公安委員会から指定される仕組みになっており、全国被害者支援ネットワーク加盟団体<sup>2)</sup>も結局は早期援助団体を目指している。公安委員会から指定される仕組み自体が悪いわけではないが、やはり「身動きが取れにくい」等の声が聞こえたりと、本当に民間団体といえるのかと疑問を持つ場面が多い。

そこで、それではどのようなあり方が民間支援団体として適切なのか、民間支援団体の役割とは何なのかということを検討していく。平成

1) 文部科学省 科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) 「ケイバビリティ・アプローチの定式化に基づくグローバルな福祉保障システムの構想」(研究代表者:後藤玲子)による研究の一部である。またこの論文は、先端総合学術研究科教授の後藤玲子により指導を受けたものである。そして、平成19年3月29日のThe Crime Victims' Center of Chester County, Inc.視察におけるインタビュー調査結果およびセンター名の実名での掲載/発表については、スタッフより承諾を得ている。ただしスタッフの実名等は執筆者の判断により掲載しない。

2) 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークは、現在、41都道府県に42加盟団体を擁し、加盟団体のうち9団体は犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている。

19年3月29日アメリカペンシルヴァニア州のチェスター郡にあるThe Crime Victims' Center of Chester County, Inc.という民間の犯罪被害者支援団体の視察, チェスター郡裁判所(おもに検察庁犯罪被害者支部)等の視察から得られた事例を参考にし, 以下で考察していきたい。

## II. The Crime Victims' Center of Chester County, Inc.の概要<sup>3)</sup>

### 1. Crime Victim's Center of Chester County, Inc.の設立まで

Crime Victim's Center of Chester County, Inc. (以下「CVC」と略す)は1973年チェスター郡の「レイプ・クライシス・センター(Rape Crisis Council)」として設立された。ペンシルベニア州ではフィラデルフィア, ピッツバーグに次ぐ3番目のセンターとなる。そしてその後いくつかの名称を経て, 1976年にすべてのタイプの犯罪被害者のニーズにこたえる包括的な被害者支援団体「チェスター群犯罪被害者センター(Crime Victim's Center of Chester County, Inc.)」となったのである。

### 2. CVCの支援体制

CVCは非営利の犯罪被害者支援を目的とする民間団体であり, 365日24時間の支援体制である。オフィスにスタッフが誰もいない状態の場合, 被害者からの電話はスタッフが持つ携帯電話に転送される体制になっている<sup>4)</sup>。

3階建の建物で一階が事務室や電話相談受付室等あり, 2階はカウンセリングルームや暴力防止・人権啓発活動グループの部屋等あり, 3階はコンサルタント等の作業場となっている。このようにCVCはフロアにより担当がわかれ

ているのである。

2階に暴力防止・人権啓発活動グループ部屋があることからわかるように, CVCの活動はカウンセリング, 病院や裁判への付添い等の被害後に対応する活動にとどまらず, 犯罪に遭わない(被害者とならない)ための, そして犯罪を起さない(加害者とならない)ための教育活動も展開している<sup>5)</sup>。

CVCにおける電話には, ①事務用の電話②性被害専用ダイレクト電話③その他の犯罪被害のためのダイレクト電話④障害者のためのTTY/TDD電話, といった4種類が存在する。

この②性被害専用ダイレクト電話と③その他の犯罪被害のためのダイレクト電話サービスおよび④TTY/TDD電話は, 犯罪被害者と彼らの家族のためのものであり, 24時間ホットライン(緊急相談電話)となっている。性被害とそれ以外の犯罪とで電話が異なる理由は, 一つには先ほど述べたがCVCが「レイプ・クライシス・センター(Rape Crisis Council)」として活動を開始していること, そして性犯罪に関する相談が他の犯罪と比較して多いこと<sup>6)</sup>, その性犯罪への電話対応には特別な技術と配慮が必要となる, 以上のためである。

そしてCVCには21人のフルタイムのスタッフ, 9人のパートタイムスタッフ, 1人のコンサルタントと1人のカウンセラーがいる。

### 3. CVCの活動の目的と活動内容

CVCの活動の目的と内容は, 1. 被害者への直接的サービス, 2. 被害者への適切な機関やコミュニティー紹介, 3. 学校や地域への暴力防止教育活動, 4. 犯罪被害者の支援者の養成, 以上である<sup>7)</sup>。

3) 第二章(Ⅱ)と第三章(Ⅲ)は、『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』を転載した。

4) 日本の犯罪被害者支援団体の中で, 24時間体制の団体はない。

5) 日本の犯罪被害者支援団体の中で, 学校などに向き, 暴力予防教育活動を行う団体はない。

6) p5~p6の資料図3~図7を参照。

7) 1. 被害後, 犯罪被害者とその家族に対し, 被害の影響を軽減するための支援が必要な限り, 医療メ

ここでは、第四章（Ⅳ）のインタビュー調査結果でも大きく取り上げるが、「3. 学校や地域への暴力防止教育活動」について説明する。Prevention/Education Programを担当するチームは地域の小学校・中学校・高校を中心に暴力防止教育活動を展開する。平成18年度は約240の学校でプログラムを実施した。ここでの暴力防止教育活動は日本でいえば民間団体のCAP（Child Assault Prevention子どもへの暴力防止）が行っている活動に近い<sup>8)</sup>。つまり、「暴力とは何か」「暴力を受けてよい人間などいない」「いかなる理由があろうとも暴力が正当化されることはない」、などをレクチャーし子どもたち自身がディスカッションする時間と取るとともに、被害に遭いそうになった時の護身術を教えたりもする。これらの暴力防止教育活動の中で日本と大きく異なるのは、アルコールとドラッグの問題に焦点をあて題材に扱う点である。

なぜなら、チェスター郡では中学生にでもな

ゝや警察や裁判所に関わる支援のサービスを提供すること

2. 犯罪被害者やその家族のニーズに答える機関や犯罪の正義システムでコミュニティーの環境を励ますこと

3. 学校や地域へ、被害を軽減し、犯罪に対する正義のシステムと協力するための努力において、認識と防止プログラムを提供すること

4. 被害者と彼らの家族ととの闘いにおける信頼と専門知識を改善するために、その領域の専門家への教育材料やトレーニングを提供すること

8) CAPとは、1978年米国オハイオ州コロンバスで女児レイプ事件をきっかけに、レイプ救援センターで初めて開発・実施された子どもへの暴力防止活動である。日本には1985年に森田ゆりによりCAPプログラムが紹介され、現在では世界16カ国に広がっている。1995年の秋、東京、大阪、広島、熊本などでCAPを実践する専門家（CAPスペシャリスト）を養成する講座が相次ぎ開催され、その後も養成講座は全国各地で開催され、CAPスペシャリストたちのグループの数が130以上に増えた。1998年には各グループのネットワークセンターとして「CAPセンターJAPAN」が設立され、2001年には特定非営利活動法人（NPO法人）となった。最近では行政から支援を受け、学校の授業の中でCAPプログラムを取り入れているところも多々ある。

ればドラッグなどが簡単に手に入り、子どもが安易にアルコールやドラッグに手を出すという実態があるからである。アルコールやドラッグの使用自体が問題であることはもちろん、アルコールやドラッグに絡む「暴力事件」が後を立たない。たとえばCVCの相談におけるアルコール絡みの事件で、「レイプ被害に遭った」と電話があり急いでスタッフが病院などにかけてみると、被害者は未成年で酔いつぶれており、事情が聞けない状態の場合もあるとのことだ。そこで、CVCでの予防／教育プログラムにはアルコールとドラッグの恐ろしさを説明するとともに、アルコールやドラッグを使用している状態においては犯罪から自分の身が守りにくいということを強調する。この時、同時にCVCのスタッフが強調することは、たとえドラッグやアルコールを使用した状態で被害に遭ったとしても、悪いのはあくまでも加害を与えた側であり被害者に「落ち度」はない、だからこの状態で被害に遭ったとしても、警察やCVCに相談をしても「被害者であるあなたはけっして責められる存在ではない」というメッセージを送ることだという<sup>9)</sup>。

### Ⅲ. CVC組織と概念

#### 1. 財源と支出

CVCの収入の大半は洲と郡からの助成金である。

図1からもわかるように、州や郡の税金が8割以上となっているが、この中には加害者から徴収した罰金等が含まれているとのことだ。被害者のために罰金や過料、または交通違反の反

9) CVC活動内容「4. 犯罪被害者の支援者の養成」におけるトレーニングマニュアルにも、「あなたももしレイプ被害の相談を受けて現場にかけつけた時、被害者が酔いつぶれてひどい状態にあったら支援をする気持ちになれるか？」という項目がある。もしもその答えが「NO」であればCVCで働くことやボランティア活動はできない。

則金等徴収する機関があり、CVCや同じチェスター郡にあるDVセンターの財源としてあてられる。州の助成金は「ペンシルベニア州犯罪非行委員会 (Pennsylvania Commission on Crime and Delinquency)」により財源としてあてられる<sup>10)</sup>。

また「ユナイテッド・ウェイ (United Way)」は共同募金の団体であり、非営利団体の活動のために集められた寄付金を割り振っている。限られた寄付金を有効的に活用するためには、活動状態が不明瞭な団体には割り振れない。CVCは年間レポートを小冊子にまとめ毎年提出しているが、この作業がとても大変ということであった。

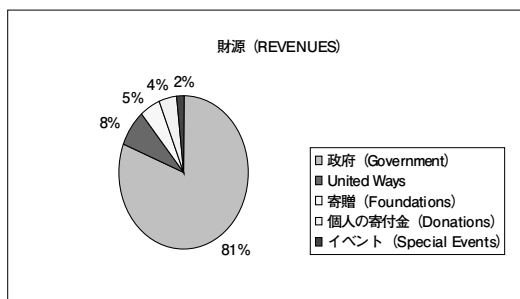


図1 CVCの財源『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

次に支出の内わけを図2で示す。

図2より「直接サービス」、つまり病院や裁判所への付添いなどに65%の支出があてられている。CVCでは被害者への支援はすべて無料で行われるため、スタッフの病院などへの付き添いの交通費はCVCの財源の中から支払われる。そして学校や地域における予防／教育の支出が20%となっている。また、財源の中に寄付金等含まれていたが、CVCも他の機関への募

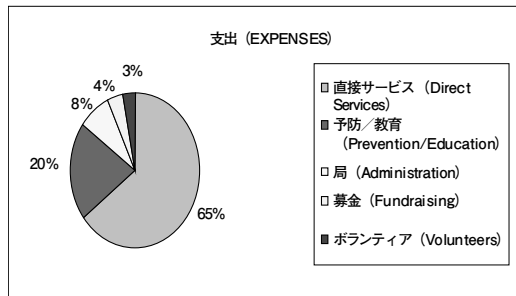


図2 CVCの支出『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

金を行っていることがわかる。

## 2. CVCにおける犯罪種別 (性被害／性的虐待とその他の犯罪) のうちわけ

CVCへの相談者種別に関し、図3では「人種別」の性被害／性的虐待とそれ以外の犯罪について、図4では「男女別」の性被害／性的虐待とそれ以外の犯罪について示している。人種別では、性被害／性的虐待71%、それ以外の犯罪69%とどちらも「白人」からの相談者が約7割を示している。男女別では、性被害／性的虐待は92%と女性が性犯罪の相談者の9割以上をしめ、一方男性の相談者は1割以下である。

性被害／性的虐待とその他の犯罪において、図5では年齢別の結果を、図6では警察への連絡有無の結果を、図7では加害者との関係別の結果をそれぞれ示す。

図6からは、性被害／性的虐待に関しては警察に連絡したが72%、その他の犯罪においては84%警察に連絡していることがわかる。また図7では、「知人」「恋人」「両親」「配偶者」「その他の関係者」「犠牲者」が顔見知りである。合計すると性被害／性的虐待に関しては75%が顔見知りの者が加害者となる。その他の犯罪においても63%の加害者が顔見知りの者となる。2005年度の新規ケースに限ると、性犯罪被害が760件、それ以外の犯罪被害が1045件となっている。

10) 日本においても加害者の収入等収益を没収・追徴し、被害者のためにという案が論じられたが、2000年1月25日にまとめられた「犯罪被害者保護に関する法制審議会」の要綱案では、「対象にならない被害者とのあいだで不公平になるのではないか」と慎重論の意見がでたことで見送られた(朝日新聞/2000/1/26朝刊)。

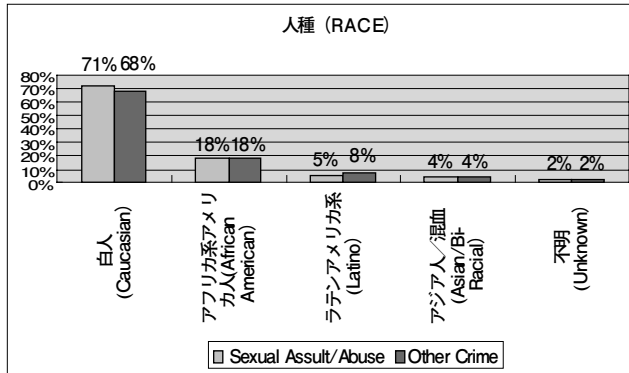


図3 CVCにおける相談「人種別」『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

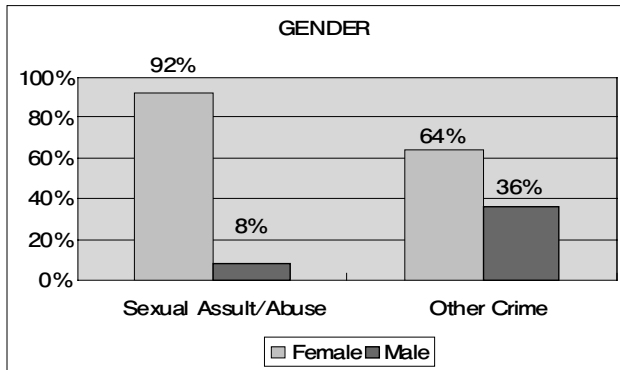


図4 CVCにおける相談「男女別」『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

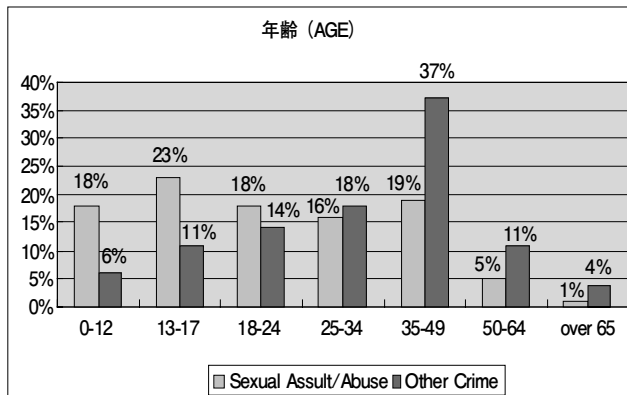


図5 CVCにおける相談「年齢別」『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

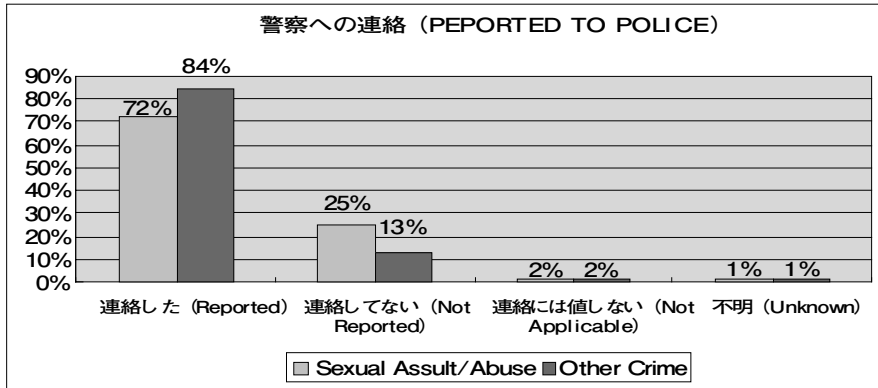


図6 CVCにおける相談「警察への連絡有無」『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

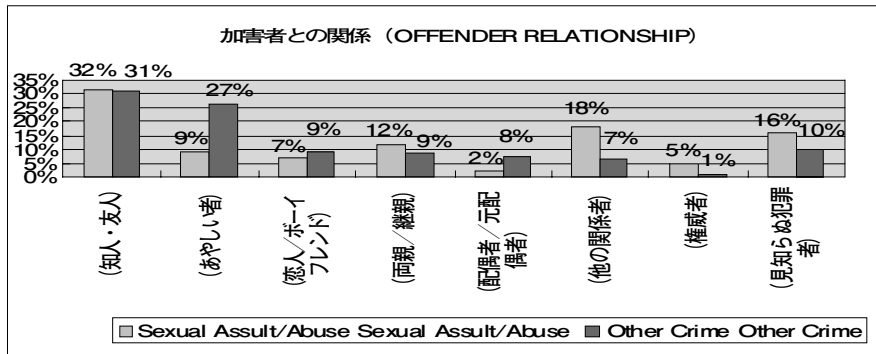


図7 CVCにおける相談「加害者との関係別」『CVC a victim advocacy agency Annual Report 2004-2005』

#### IV. インタビュー結果と視察結果

##### 1. 予防/教育 (Prevention/Education Program) チームへのインタビュー]

予防/教育活動チームから女性4人と男性1人がインタビューに応じてくれた。彼らのインタビュー結果をまとめると以下ようになる。

##### (1) ドラッグやアルコール使用時の疑似体験

先述したが、アメリカでは中学生や高校生がドラッグやアルコールを入手するのが非常に簡単である。そのためドラッグやアルコールを使用するとどのような不利益が自分に生じるかの

疑似体験をプログラムに盛り込んでいる。たとえばドラッグを使用した状態になるめがねをかけ、子どもたちに実際キャッチボールや床に落ちたコインを拾う疑似体験をさせる。子どもたちの中には、「めがねをかけてのコイン拾いに気分が悪くなった」「キャッチボールの時、自分がキャッチすることには必死になるが、相手にボールを投げる時に相手を取りやすいように配慮する余裕はなかった」などアルコールやドラッグに否定的に意見を述べる子もいれば、「この程度か。」「これがすぐに死や犯罪につながるとは限らない」との意見もあったとのことだ。ここでインタビュアーが「後者の意見（必ずし

も否定的ではない意見）を聞くと、アルコールやドラッグの疑似体験に意味があるのかどうか」と質問したが、インタビューウィーは『気分が悪くなった』とか『ドラッグを使用すると犯罪被害に巻き込まれる可能性が高くなると思う』といった自分の考えとは違う、アルコールとドラッグに対する他のクラスメートの否定的な発言を聞く経験に意味がある。」と答え、根気よく暴力予防教育活動を誰かが続けていく必要性を強調していた。

## （２）男女平等に関する教育

チェスター郡では何らかの理由で子どもの親権争いがおこなわれる際、親は男児のみを取り合い、女児は押し付けあう、といった状況がしばしばある。そのため男尊女卑ではない考えが重要で、女性であることを恥じなくてもいいし、男性であっても女性を「女性だから」といって軽率な扱いをするのは悪いということを教育する。インタビューウィーはこの教育は早い段階でしなければならない必要性を述べた。なぜなら、中学生や高校生にでもなれば、家庭の中で男性優位の環境で育っている子どもたちに教育したところで「実感がなく、『頭では理解でき（女性蔑視をしないことが）重要だとは思いますが、もし自分が将来結婚するとしたら、家事をしてくれる女性、自分の言いなりになる女性、子育てをちゃんとする女性の方がいい』とか、『将来結婚し子どもができれば、離婚する時はやはり男児を連れていけない。女性（妻）は再婚すれば子どもがまた産めるし、男児を産めばいい。男性は子どもが産めないから、男児だけを連れて離婚することは悪くない。』などの発言があり、これらはその（男尊女卑）感覚の根強さの証明であり、それを撃ち崩すのは非常に困難である。小学生や就学前の子どもたちにプログラムが提供できればいいと考える。」という実態があるからだ。

## （３）民間支援団体CVCの通告の義務

性暴力のプログラムをしている最中に、「それと同じこと先生がしてるよ」との発言があった。インタビューウィーは、「CVCスタッフがプログラムをしに行かなければその先生はその性的行為を続けていただろうし、子どもたち自身それが性暴力だと理解できていなかったかもしれない。」と述べた。プログラムの後、「子どもたちはそれが性暴力だと理解できたと思うか」とのこちらの質問には、「おそらく理解したであろうし、理解して欲しい。ともかく、性被害に遭っている被害女児が嫌だと思ってい、嫌だと主張していいと実感できることが重要だ。」とスタッフは答えた。

CVCスタッフには「通告の義務」があるため、すべての被害や加害行為を警察や児童相談所に通告しなければならず、このケースも先生の加害行為を通告した。

## ２．CVCカウンセラーへのインタビュー調査

CVCでカウンセラーとして働く1人の女性へインタビューをした。彼女と初めて会ったのは2004年4月で、今回会うのは3回目であるがインタビューをするのは初めてである。

カウンセラーには守秘義務があるためカウンセリングでの詳しい中身までの話は聞けなかったが、インタビュー結果の内容を分類すると、PTSDに関する話とDV被害者に関する話の2つであった。

### （１）PTSDに関する情報

PTSDとは心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorder）の略で、診断はDSM-IV基準によりなされる<sup>11)</sup>。

PTSDの研究の流れは大きく分けて次の3つである。それは、①ヒステリー研究②戦後ストレス反応研究③性暴力および家庭内暴力（DV）研究、である。

インタビューウィーの彼女はこのPTSD診断

基準となっている「DSM-IV改正についての会議等に参加している」と語った。どのような方向性で改正がすすんでいるかという、現段階のDSM-IVの枠には当てはまらない被害者を包括することが目的だという。具体的にどのような被害者がDSM-IVの枠から外れるかという、**「DV被害者女性」**ということだ。DV被害者女性の中には暴力を振るわれた夫などの加害者や加害のあった場所を**「回避」**する者もあるかもしれないが、数多くの論文等ですでに報告され理解されているように、完全に加害者夫を回避する被害者ばかりではない。むしろDV被害者の中には加害者の元に戻ったりまた逃げたりを繰り返す者の方が多い。このような被害者たちはなかなかPTSDと診断されることが困難だということであった。

ではなぜこのような問題が生じているかについてインタビューウィーは、「DSM-IVはベトナム戦争後に反応がみられた戦闘後ストレス反応を基準に作られた経過があるため、とても男性中心主義的である。つまり戦争に行った男性たちにはぴったりとDSM-IV診断基準が当てはまるが、DV被害者となりやすい女性たちには適切でない。なぜなら、PTSD項目には**「回避」**があるが、DV被害者の中には回避もするが加害者のもとへ戻ったりまた逃げたり（回避したり）と、いわゆるDVのサイクルといわれる行動を繰り返すため、**「回避」**の項目には該当しないと診断される。したがってDV被害者女性の中には治療費やカウンセリング料全てを自費

で払わなくてはならないケースが多い。これは悪いことだ。」と述べた。ペンシルヴァニア州では、100ドル以上カウンセリング等の**「治療費」**が必要な場合、100ドルをこえた分は州で保証される。チェスター郡では民間団体であるCVCでのカウンセリングにも保険が適応される。しかしDV被害者女性はDSM-IV診断基準から外れるケースが多く、したがってカウンセリング料の支給は受けられず、全額が被害者の負担となってしまう<sup>12)</sup>。

そこでこういった問題、特にDV被害者女性が後に抱える問題などを解決するため、現在DSM-IVは見直され修正されているという。インタビューウィーによると改訂版は「2011年に発表される予定」とのことだ。この改訂版が翻訳され日本へ輸入されるのは2015年あたりであろうか。

## (2) DV被害者に関する情報守秘

アメリカのように、PTSD症状の診断がされればカウンセリング料金が保険でまかなわれるという仕組みは日本にはない。もちろん日本においてDV被害者がカウンセリングを精神科などの病院で受ければ保険がきくが、日本においてNPOなど民間団体でのカウンセリングに保険が適応されるということはありません。これはアメリカと日本における、民間団体に対する**「意識」**や**「扱い」**の差からくるものであろうか。

ともあれ次に、DV被害者が加害者夫などから逃げた後にぶつかる問題の一つとされる、避難場所／居場所の守秘についての語りがあった。チェスター郡でも、暴力から逃げた被害者女性が加害者に見つけ出され連れ帰されるということがあつた。DV加害者は様々な方法で被害者の居場所を突き止めるのであろうが、一つには被害者が避難先の住所を群に提出しなければ

11) 以下の3つの症状が、PTSDと診断する為の基本的症状であり、これらの症状が1ヶ月以上持続している場合にはPTSD、1ヶ月未満の場合にはASD（急性ストレス障害）と診断される（DSM-IV TR）。

- ①精神的不安定による不安、不眠などの過覚醒症状
- ②トラウマの原因になった障害、関連する事象に対する回避傾向
- ③事故・事件・犯罪の目撃体験等の一部や、全体に関わる追体験（フラッシュバック）

12) 生活費や避難場所（シェルター）等はDV支援を提供するセンターからの支援を受けられる場合がある。ちなみにCVCでは経済的支援は行っていない。



ならず、そこからの「情報漏れ」が原因の一つだという<sup>13)</sup>。

そこでこのCVCがあるペンシルヴァニア州では、DV被害者女性が逃げた先の住所を郡には知らせる必要がなく、州のみが把握するという法律になったという。こうすることにより逃げた先の郡の役人などから加害者夫が被害者の居場所を聞き出し彼女たちを無理矢理連れ戻すといった最悪の事態が回避できるということだ。しかし、この法律が適応されているのはアメリカ合衆国でもわずか4つの州となっている。

### 3. 検察庁犯罪被害者支部視察

CVCの向かえにセンターから歩いて5分程度の場所にある裁判所がある。その中には検察庁犯罪被害者支部というところがあり民間の犯罪被害者団体であるCVCのスタッフが常時そこで仕事をする<sup>14)</sup>。民間の立場で裁判所にて仕事を進めるのはCVCだけではない。それぞれの民間の団体名等が書かれた部屋が用意され、裁判所の中の一角にこれらのオフィスがかたまっている。つまり、行政機関ともいえる裁判所の中で民間の団体等が仕事を進めるのである。それぞれの民間団体により仕事内容は異なるであろうが、ここではCVCスタッフの仕事を紹介する。

13) 日本でも同じことが重大な問題となっている。「住民票を移したら夫に居場所がばれる」「病院での受診の際も保険証を使わず」などの助言が婦人相談所等のワーカーや支援者より説明されていれば、加害者がDV被害者を見つけ出すことは困難なはずだ。それなのに疑問も感じるが以下のような、許され難い実態があるようだ。それは加害者夫が、被害者が避難しそうな場所（都道府県）の役場へ連絡し、避難先にある役所の職員から被害者のいる住所なりを聞き出すということだ。命からがら逃げた被害者と加害者夫は形式上まだ婚姻関係にあり、それが理由で妻の居場所を加害者夫に知らせるのかもしれないが、これは重大な問題である。DV被害者女性への人権侵害だと考えるが、このような問題は日米共通の課題といえる。

14) 日本では検察庁と裁判所が別々の建物となっている。

まず、犯罪被害者は、「加害者の情報提供」「被害衝撃に関する陳述書」等の司法サービスを受けることができる。これらの業務は当然検察官の仕事となる。しかし検察官が多忙な場合（常に多忙のようであるが）CVCスタッフがこの業務を代わりに進める。お役所仕事が民間の犯罪被害者支援団体等にまかされている、代行されているということである。CVCスタッフの主な仕事は「①被害の大小、衝撃などに関する陳述書を送付することと回収すること。②捜査や裁判の進行状況の問い合わせに応じること」ということだ。これらの問い合わせは専用電話があり、電話番号は被害者全員に知らせるので、何かあれば被害者は相談や問い合わせができるようになっている。

良いか悪いかは別にして、被害者は相手の加害者の犯罪歴や収監先、そして裁判の進行状況等記載された書類を閲覧する権限がある。これらの情報はコンピューターに集約されており、問い合わせがあった際はCVCのスタッフも検察庁犯罪被害者支部オフィスにて対応しているとのことである。

執筆者は平成19年3月29日このチェスター郡裁判所の検察庁犯罪被害者支部等視察に行った。裁判所の入り口では空港の出入国の際のような持ち物検査が行われる。それが分かっているためセンター長のベギーは「かばんもお財布も置いていったら」とアドバイスをくれた。自分の身一つで裁判所入り口に向かったが、やはり金属探知機ゲート（ウィケット）を潜らされ刃物等持っていないか警備員に服もチェックされた。しかし、名札を付けて関係者だと確認できるCVCスタッフは審査されることなく中へ入れる。

そして民間団体等のスタッフが仕事をしている部屋を適当にあいさつしながらCVCスタッフ専用の部屋を訪れた。部屋は広いとはいえないがデスクが3つにパソコンも3台用意されて

いた。もちろん問い合わせを受ける電話や、関係ある多大な資料もあった。

そして検察庁犯罪被害者支部で働くCVC専従スタッフが別の部屋を案内してくれた。そこにはProtection From Abuse PFAという申し立てを調整する女性のスタッフ一名がいた。これに関してはこの女性が一人でこなす。PFAとは日本でいう「保護命令」<sup>15)</sup>のようなものである。日本でいう「保護命令」とはドメスティック・バイオレンス被害時のことを思い出すであろう。PFAも同じようなものであるが、日本とは有効期限が大きく異なり、有効期限は1.5年間となる<sup>16)</sup>。PFAは刑事裁判ではないので有効期限内であっても申請した側(被害者側)が申し出を取り下げればそこで終了する。そしてこのPFAで保護が保障される範囲とは被害者本人のみだけでなく、被害者の家族や恋人、子どもをも含む。18年度の年間申し立て件数は約240件とのことである。担当の女性が一番頭を悩ませることは、たとえば夫婦がお互いを訴え合うというケースとのことである。なぜお互いが相手を「加害者だ。自分を保護して欲しい。」と主張し合うのかというと、考えられるのが子どもの親権争いの場合や、離婚の時の条件を有利にするためといった場合ではないかのことである。

15) 日本での「保護命令」とは、被害者が配偶者等からの更なる身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含む)に対し発する命令である。そして「保護命令」には「接近禁止命令」と「退去命令」がある。

そして加害者が保護命令に違反すると、刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)に処せられる。

16) 担当の女性は日本の保護命令有効期限の短さに対し、「2ヶ月や6ヶ月で被害者に対してどんな保護が保障されるの」と語った。

## V. おわりに

以上、アメリカのチェスター郡にある民間支援団体CVCの支援体制等を見てきた。ここから、民間支援団体の役割と適切なあり方はどのようなものかといえるであろう。

本論で明らかとなったのは、日本と同様で、財源に関しては政府からが半分以上をしめているということだ。ところがアメリカでは日本と異なり、お金を出してもらったからといって政府から運営や支援体制を「指示」されたり「口出しされたり」などけっしてしないという。つまり日本における民間の犯罪被害者支援団体とされる早期援助団体は半官半民のイメージがあるのに対し、アメリカのCVCは官から完全に独立した民間団体といえるであろう。

しかも、この民間団体のCVCは、行政機関である裁判所の一角にオフィスをもち、そこで行政が責任をもつはずの仕事を、一部担う。そこには、行政より民間は下という意識はない。アメリカの民間支援団体は完全に行政から独立しているばかりでなく、互いに連携しながら支援を提供していくという横の関係を、行政との間に築いているのである。さらに、CVCでのカウンセリング料にも保険がきくといったように、民間支援団体の運営方法もまた、日本とかなり異なっている。

その一方で、24時間体制を組み、緊急性のある被害にも年中無休で対応し、そのかたわら学校にて暴力予防・防止啓発活動もこなしている点は、民間団体の特徴ともいえるだろう。ところが日本では、24時間体制で犯罪被害者支援活動をする民間の犯罪被害者支援団体である早期援助団体はなく、ましてや学校や地域に出向き暴力予防・防止啓発活動がこなせるキャパシティーは全くない。しかし、民間支援団体の重要な役割の一つに、24時間体制で緊急対応するこ

とがあるのではないかと。なぜなら犯罪被害の中でも、レイプ被害やDV被害のケースには早急に対応しなければならないケースが多いからだ。緊急対応の中身については、CVCのように電話相談を受けた後、早急に直接支援を提供する、といったように一つの民間支援団体が電話相談も直接支援も両方を提供するものに限定する必要はないと考える。24時間体制で電話相談のみ受ける民間支援団体が、病院などへの付き添いを行う別の民間支援団体へ繋ぐことができれば、CVCが提供している一連の支援が成立することになる。

支援を提供する際、被害者の「落ち度」（本論で紹介した例のようにアルコールで酔いつぶれた女性がレイプ被害に遭ったことなど）を指摘し支援を拒むことも、民間支援団体の役割としてはふさわしくない。アルコールやドラッグに関する犯罪的行為に対応するのは警察の仕事であり、警察ではない支援団体の役割は、被害者が受けた被害に関してのみ支援すべきなのだ、改めて考えさせられた。

そして、行政と民間団体は横の関係において連携を取るにとどまらず共に仕事をする、たとえば検察庁などで行政の仕事の一部を担ってもよいのではないかと。

また、犯罪被害者支援とは、被害後の支援を意味するのと同時に、犯罪被害が起こる前の段階における予防教育をも含んでおり、アメリカではこれも民間支援団体の役割である。

あるいは、DMS-IV改定という重要な会議において民間支援団体のスタッフが現場の人間と

して、被害者の状況を報告するなどの役割を果たしてもよいであろう。

もちろんアメリカのこのCVCの支援体制や民間団体の役割などすべてをそのまま日本に持ち込むことが最善だとはいえないだろう。犯罪被害者の意識や犯罪被害者を取り巻く環境が日本とアメリカでは異なる可能性があるからだ。だが、どうしても取り入れるべきことがある。それは、民間支援団体、特に公安委員会から指定を受けずに犯罪の支援活動をする民間の支援団体（犯罪被害者支援団体／DV支援団体／性被害者支援団体／教育・啓発活動をする民間支援団体）に対し敬意を払い、早期援助団体以外にも財政援助をし、行政より「下」という意識を取り除くことである。

はたして日本の犯罪被害者支援の中に、どのように取り入れていったらよいのかより詳細に検討していくことを、今後の研究課題としたい。

#### 謝辞

当研究の実施に際して、CVCスタッフの方々、チェスター郡検察庁の職員の方、インタビュー調査を中心に多大な協力を得た。また、先端総合学術研究科教授の後藤先生にも多くの助言を得た。記して感謝の意を表します。

#### 引用文献

CVC, CVC The Crime Victim's Center of CHESTER COUNTY, INC. a victim advocacy agency ANNUAL REPORT 2004-2005

(2007. 4. 27 受稿) (2007. 7. 6 受理)